

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 27 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 11 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 25 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 3 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 26 日 午前 9 時 20 分から 令和 8 年 11 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 27 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	82, 320, 000 65, 856, 000	一括	16, 464, 000	不明	不明
1	19, 180, 000				
2	63, 140, 000				
			</		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 江戸川区中央四丁目 |
| | 地 番 | 9 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 0. 5 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 江戸川区中央四丁目 9 4 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 9 4 番 1 |
| | 種 類 | 事務所・作業所・倉庫・居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 5 1. 8 0 平方メートル
2 階 1 5 7. 2 0 平方メートル
3 階 1 5 7. 2 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年10月 1日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

(1) 3階部分につき、本件所有者が占有している。

(2) (1)以外のその余の部分につき、本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 江戸川区中央四丁目 |
| | 地 番 | 94番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 170.54平方メートル |
| 2 | 所 在 | 江戸川区中央四丁目94番地1 |
| | 家屋 番号 | 94番1 |
| | 種 類 | 事務所・作業所・倉庫・居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 151.80平方メートル
2階 157.20平方メートル
3階 157.20平方メートル |



令和8年（ケ）第259号
令和8年8月13日受理
令和8年9月18日提出
（評価人 紺谷昌弘）

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 御 供 英一郎 （印）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 江戸川区中央四丁目 |
| | 地 番 | 94番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 170.54平方メートル |
| 2 | 所 在 | 江戸川区中央四丁目94番地1 |
| | 家屋 番号 | 94番1 |
| | 種 類 | 事務所・作業所・倉庫・居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 151.80平方メートル
2階 157.20平方メートル
3階 157.20平方メートル |



不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		江戸川区中央四丁目8番1号	
土地		物件1	
現況地目	■宅地（物件1） □公衆用道路（物件 ）		
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件2	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物 □附属建物） □種類： □構造： □床面積：		
物件目録にない附属建物	■ない □ある — 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	■建物所有者 ■その他の者 上記の者が本建物を事務所、作業所、倉庫、居宅として占有している（ただし、4、5枚目のとおり） ■「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	■ない □ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		1、2 階	3 階
占有者		破産者株式会社タキザワ破産管財人 B	破産者 A 破産管財人 B
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☒ 作業所 ☐ 居宅 ☒ 事務所 ☐ 店舗 ☒ 倉庫	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述 (■破産者株式会社タキザワ破産管財人 B (債務者)) ☐ 文書 ()	■陳述 (■破産者 A 破産管財人 B (所有者)) ☐ 文書 ()
占有権原		☐ 賃借 ☒ 使用借 ☐ 転借 ☐	☐ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☒ 所有権
占有開始時期		年 月 日	年 月 日
最初の契約等	契約日	年 月 日	年 月 日
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	☐ 所有者 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ その他 ()
	借主	☐ 占有者 ☐ その他 ()	☐ 占有者 ☐ その他 ()
賃料・支払時期		毎金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()	毎金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()
敷金・保証金		☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある 金 円	☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある 金 円
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☐	☐ 譲渡転貸可 ☐
その他		破産者株式会社タキザワ破産管財人 B は本件競売事件の債務者である。	
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
B (破産管財人)	私は、破産者株式会社タキザワ及び破産者Aの破産管財人である弁護士です。本件建物は、1、2階は破産者株式会社タキザワが、3階は破産者Aが占有しているということになります（破産管財人が管理）。しかし、いずれも現実的な使用はしておらず、動産類（残置物）が置いてある状況です。現在、1、2階は破産者株式会社タキザワが占有していますが、その占有権原は使用借権（無償）になります。 （令和8年9月15日電話聴取）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 4 枚目）

執行官の意見

- 1 本件物件の現況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。本件建物の屋上部分には動産物置が2つ存在する。
- 2 立入調査時において、本件建物の室内は、1、2階は株式会社タキザワの会社関係書類、備品及び製品関係と思われるものなど（動産類、残置物）が存在した。以前は事務所等として使用されていたと思われるが、現在は現実的な使用（稼働）はなされていない様子であった。3階は居宅関係の動産類（家具、家電及びその他日用品関係を含む）が残置されている様子であった。全体的に動産類（残置物）は多い状況であった。
- 3 本件建物の占有関係については、関係人の陳述、上記2及びその他の現場の状況等から、3枚目のとおりであると認めた。

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年8月17日 11:50-12:00	物件所在地	物件調査、占有調査、写真撮影、臨場日時通知書及び占有関係照会書投函
令和8年8月21日	当庁	Bに立入調査日時通知（電話連絡）
令和8年8月31日 10:50-11:45	物件所在地	物件調査、占有調査、写真撮影、評価人同行、立入調査
令和8年9月15日	当庁	Bに電話聴取

(特記事項)

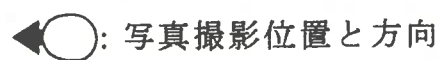
☐ 令和 年 月 日
目的物件が不在で施錠されている場合に備え、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

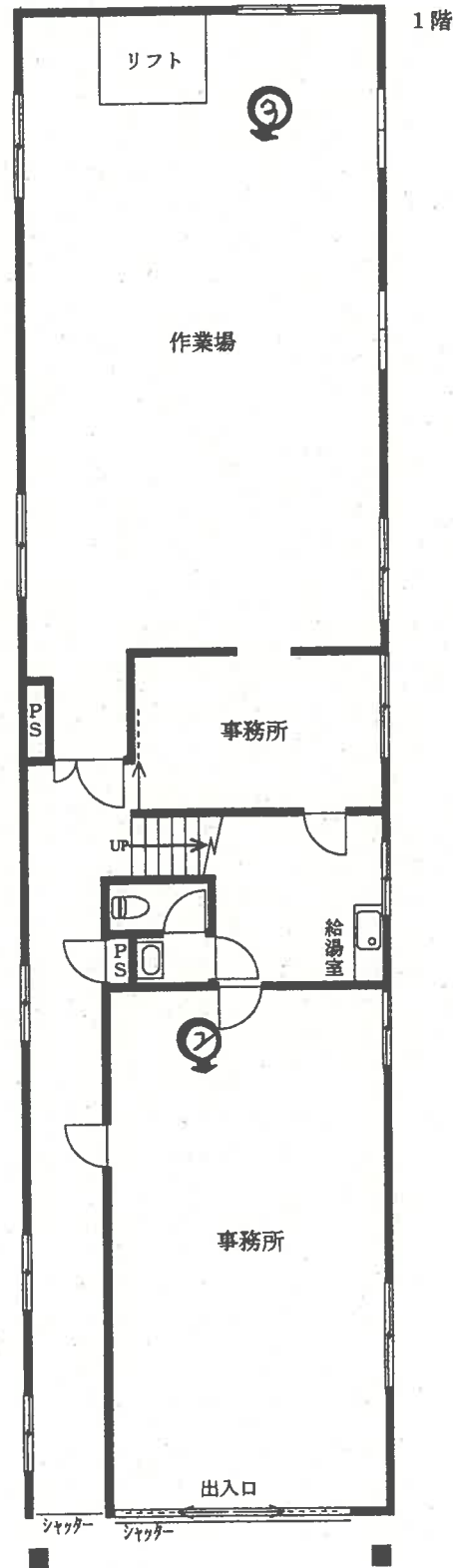
☒ 令和8年8月31日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、破産管財人に借り受けた鍵により解錠して建物内に立ち入った。解錠技術者を同行した。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

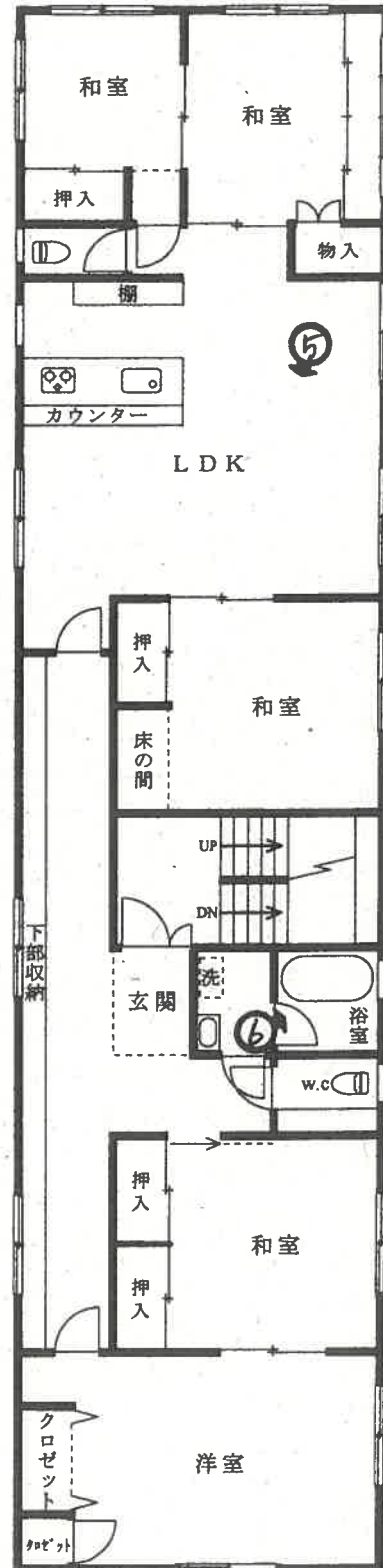
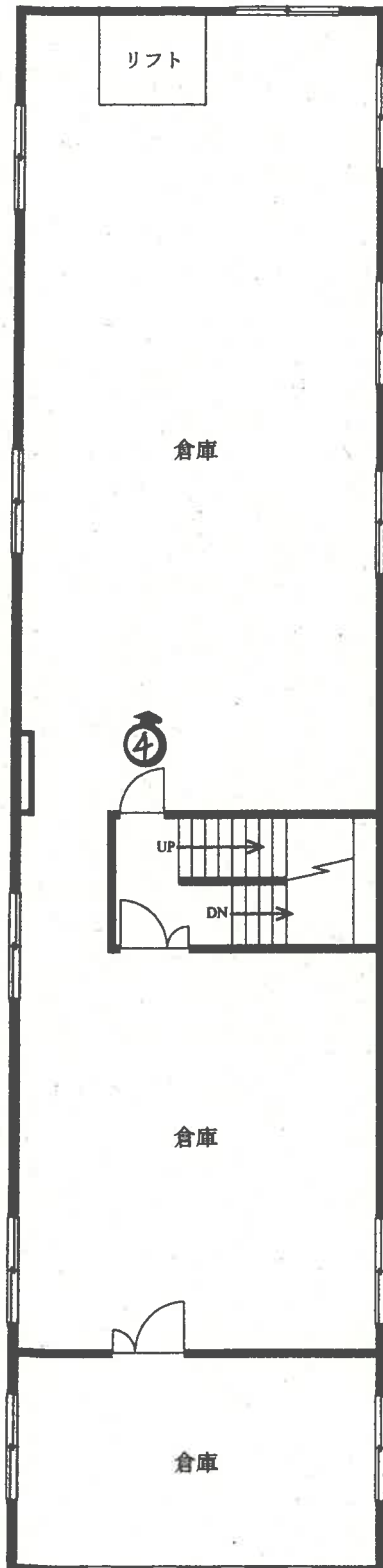
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

令和8年(ケ)第259号





◀○: 写真撮影位置と方向



←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



(10 枚目)

4



5



6



《 // 枚目》

令和8年（ケ）第259号
令和8年8月31日 現地調査
令和8年9月24日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 紺谷 昌弘

第1 評価額

一括価格	
金 82,320,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 19,180,000 円
物件2（建物）	金 63,140,000 円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2			住居表示 江戸川区中央4丁目8番1号
番 号	特 記 事 項		
	なし		

※ 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 江戸川区中央四丁目 | | |
| | 地 番 | 94番1 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 170.54平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 江戸川区中央四丁目94番地1 | | |
| | 家屋 番号 | 94番1 | | |
| | 種 類 | 事務所・作業所・倉庫・居宅 | | |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根3階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 151.80平方メートル | |
| | | 2階 | 157.20平方メートル | |
| | | 3階 | 157.20平方メートル | |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 総武線「新小岩」駅の南東方約1 k m（道路距離、徒歩約13分）、江戸川区中央4丁目8番街区に位置する。 （附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	高層店舗兼共同住宅、中低層店舗兼居宅等が建ち並ぶ商業地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% （指定） 400% （指定） 防火地域 なし
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	170.54㎡（登記地積） 長方形 南西側間口約7m、奥行約27m ほぼ平坦 なし
接面道路の状況等	南西側幅員約18m舗装都道（建築基準法第42条1項1号該当）、南東側（認定）幅員約5.4m舗装区道（建築基準法第42条1項1号該当）にほぼ等高に接面する角地。 なお、南東側区道のうち本件土地側の部分は植樹帯になっており、通行可能な幅員は約3.3mである。	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地等として利用されている。 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
	※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っていることをいう。「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。	
特 記 事 項	・公簿地積は地積測量図の記載数量と一致しているものの、当該数量は残地求積によるものであり、精度は必ずしも高くない。また、建築計画概要書に記載された地積は186.49㎡で、公簿地積を上回っていることから、縄伸びが生じている可能性がある。 ・江戸川区水害ハザードマップ（洪水、内水、高潮）に浸水予想の記載がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和61年11月30日 新築 約40年 約3年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	鉄骨造陸屋根 3 階建 A L C 板等 ビニールクロス、砂壁等 石膏ボード、合板等 フロアタイル、フローリング、畳等 キッチン、トイレ、浴室、洗面所、 リフト（1～2階、最大積載量300kg） 屋上あり
床面積（現況）	1 階 151.80㎡ 2 階 157.20㎡ 3 階 157.20㎡ 延 466.20㎡	
現 況 用 途 等	現況用途 間 取 り	1～2階：事務所、作業場、倉庫 3階：居宅（5LDK）
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る。外壁および窓ガラスには一部ひびが認められた。 また、2階内壁および3階天井には、シミが確認される箇所があった。	
建物の利用状況	・ 1、2階は破産者株式会社タキザワ破産管財人B（債務者）が事務所・作業所・倉庫として占有している。占有権原は使用借権である。 ・ 3階は破産者A破産管財人B（所有者）が居宅として占有している。	
特 記 事 項	・ 本件建物は、現在、現実的な使用（稼働）はなされていない様子であり、会社関係の動産類及び居宅関係の動産類が多数残置している。 ・ 屋上にはプレハブ物置（動産）が2基設置されている。 ・ 本件建物の建築時期に鑑みると、アスベスト含有建材が使用されている可能性がある。なお、アスベストの有無を確定するためには、専門家による調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	558,000	× 1.12	× 170.54	× 0.90	= 95,920,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格： 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

基準地 江戸川5-5

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格等)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 542,000\text{円/㎡} & \times & 102/100 & \times & 100/100 & \times & 100/99 & = & 558,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正： 令和8年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標 準 化 補 正： 公示地等は標準的画地であり、補正の必要なし。

地 域 格 差： 公示地等の所在地域は対象地域に比して、環境条件で優るが、交通接近条件で劣ることを考慮して、総合的な地域格差を判定した。

イ 個別格差： 角地、縄伸びが生じている可能性等を総合的に考慮した。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮して判定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
2	300,000	× 466.20	× 0.05	= 6,990,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率：

- ・経過年数約40年、経済的残存耐用年数約3年、観察減価率25%（保守管理の状況、アスベスト使用の可能性等を考慮）

- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ （経過年数 + 経済的残存耐用年数） × （1 - 観察減価率）

現価率 = 3年 ÷ （40年 + 3年） × （1 - 0.25） = 0.05 （小数点第3位を四捨五入）

2 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ
1	95,920,000	× 0.75	法定地上権	= 71,940,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円)
1	(95,920,000)	-71,940,000)		×1.0	×0.8	= 19,180,000
2	(6,990,000)	+71,940,000)	×1.0	×1.0	×0.8	= 63,140,000
一括価格 (合計)						82,320,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

東京都基準地価格 (江戸川5-5)

所 在 : 江戸川区中央1丁目1370番2 「中央1-3-4」

価 格 : 542,000円/㎡

位 置 : JR総武線「新小岩」駅から約1.6km(道路距離)

価 格 時 点 : 令和8年7月1日

地 積 : 233㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 街 路 : 西側18m国道

用 途 指 定 等 : 商業地域(建蔽率80%、容積率400%)、防火地域

地 域 の 概 要 : 中層店舗付事務所ビル等が建ち並ぶ商業地域

第7 附属資料

位 置 図

公 図 写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

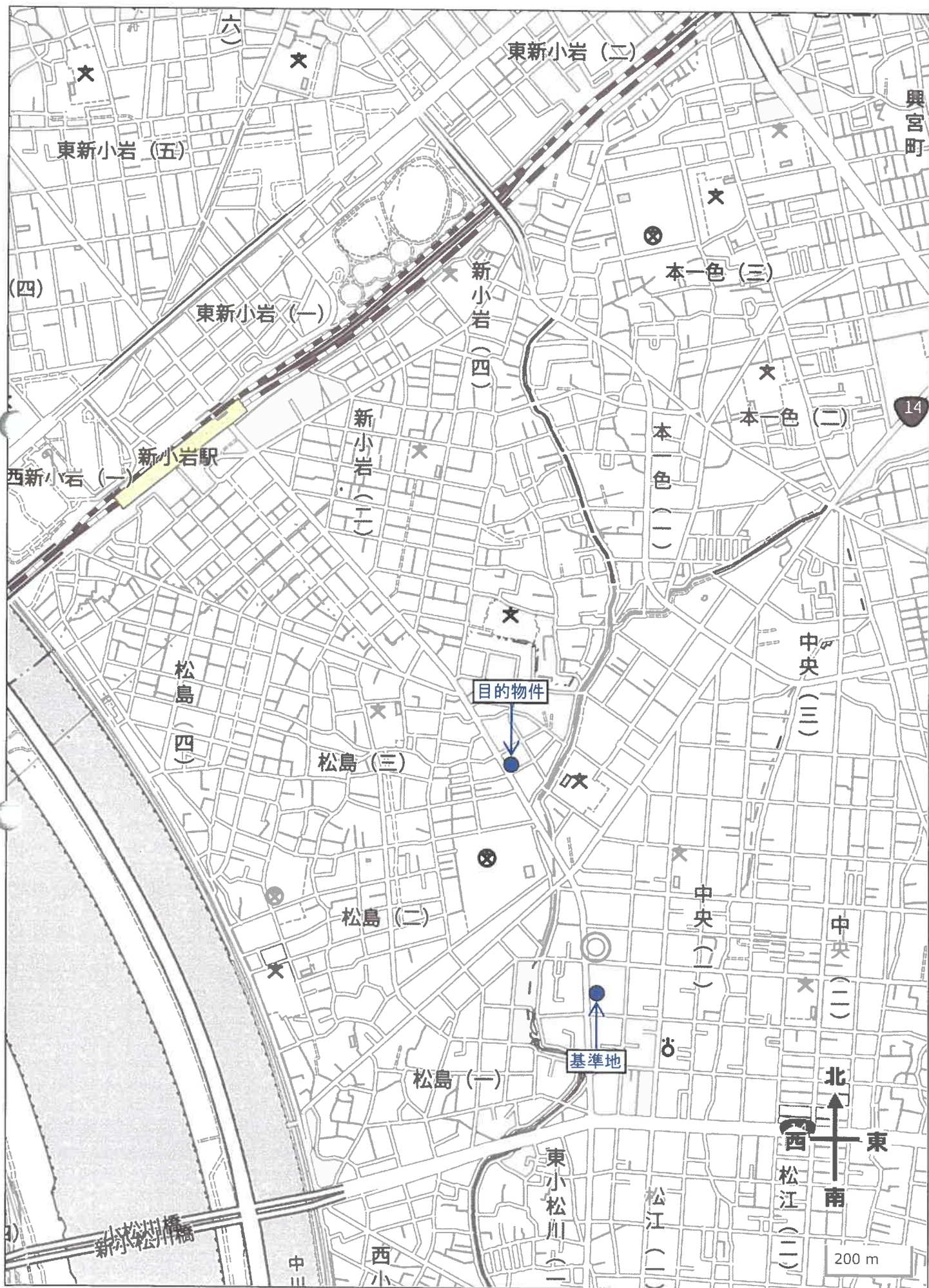
以 上

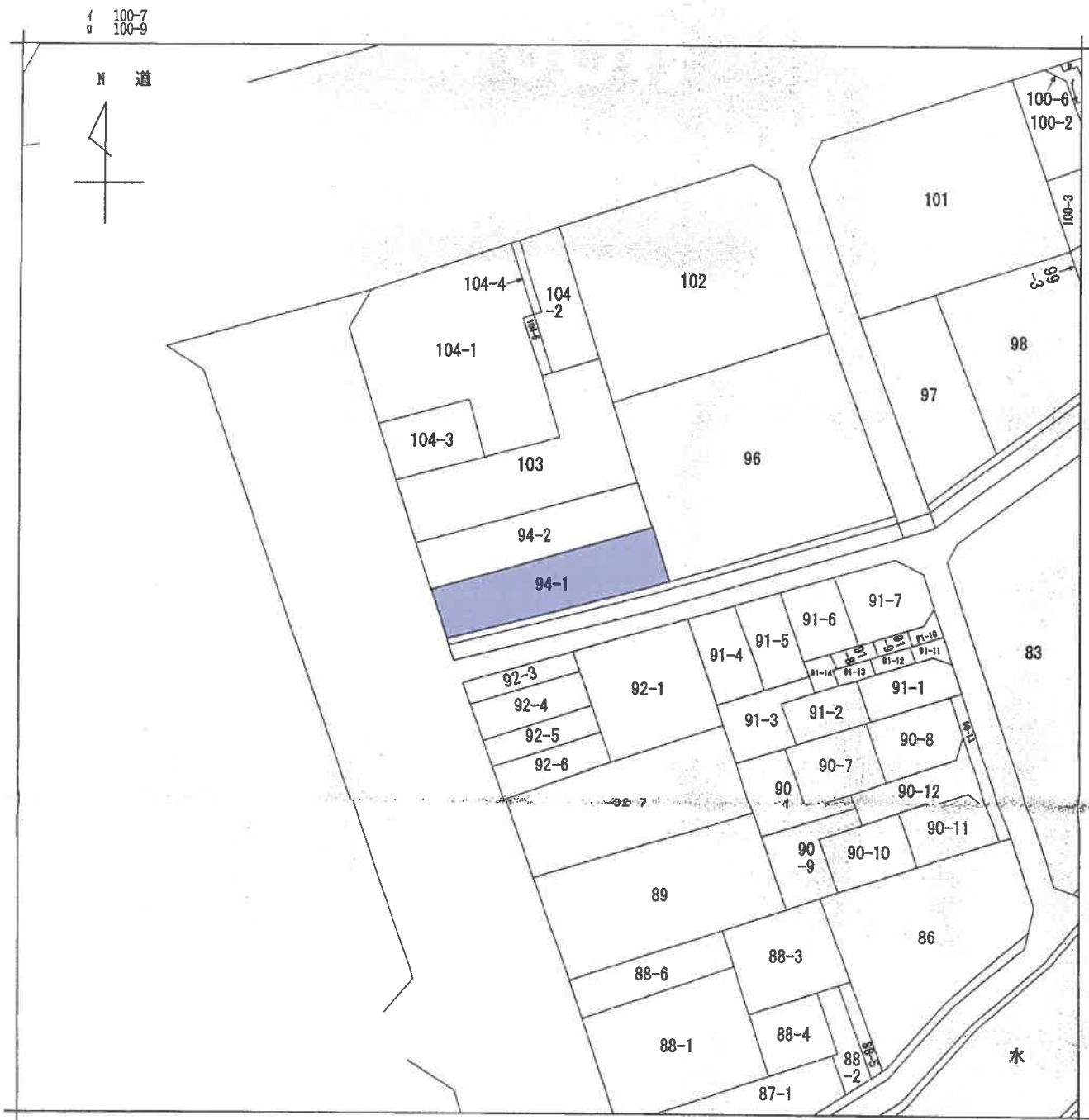
令和8年9月24日

評価人 不動産鑑定士

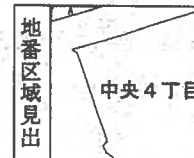
紺谷 昌弘

位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 部 分	所 在	江戸川区中央四丁目				地 番	94番1				
出 縮	力 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 事	記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局江戸川出張所管轄)

令和8年6月5日

東京法務局

整理番号: H19794-1

登記官

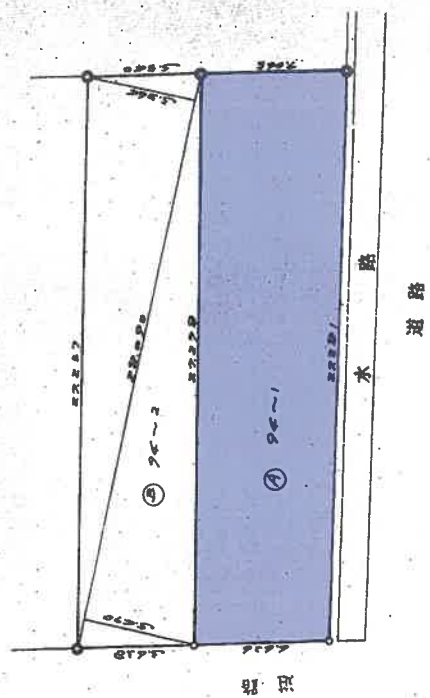
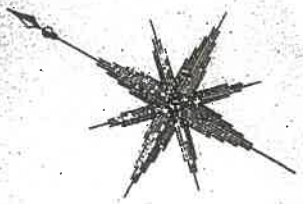
(1/1)

昭和五拾参年七月拾日

地積測量図

94

地番	94-1, 2
土地の所在	江川町中野



面積計算表

- ① 94-1 $322.21 \times 152.1634 = 170.5465 \text{ M}^2$
- ② 94-2 $22.090(54.70 + 5.364) \times 152.1634 \text{ M}^2$
(0.02 坪)

地界線の地籍	
—	コトリノノ境A地
—	細無地

052056

作製者	申請人	縮尺	1/250
昭和53年7月19日作成			

(東京土地家屋調査士会印)

登記年月日：昭和53年7月21日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(東京法務局江川出張所章)

令和8年6月5日 東京法務局

登記官

登記年月日：昭和61年12月4日

これは図面に記載されている内容を説明した断面である。
(東京法務局江戸川出張所管轄)
令和8年6月5日 東京法務局

登記官

整理番号：H19794-3

各階平面図

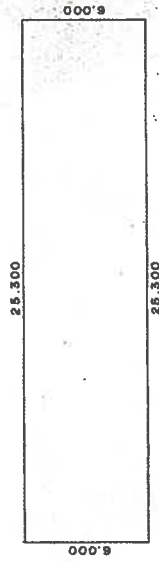
94-1

建物図面

家屋番号

建物の所在
東京都江戸川区中央4丁目94番地1

1 階平面図

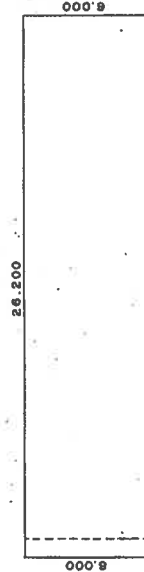


求積

$$6.000 \times 25.300 = 151.8000$$

床面積 151.80 m²

2 階 3 階平面図
(各階同型)

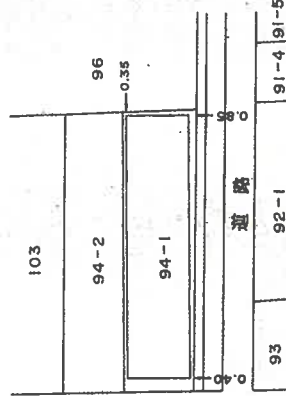


求積

$$6.000 \times 26.200 = 157.2000$$

床面積 157.20 m²

236461



断面

作製者

3 日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

総15 (坪)

5 64.12.4

この図面はA3サイズをA4サイズにしたものです。